

審 査 の 結 果 の 要 旨

氏名 武市 尚子

本研究は、医療事故に対する社会的関心の高まりを受けて、現行の異状死届出や検死に関わる制度の歴史的沿革・趣旨をふまえた上で、医師及び検視官を対象とするアンケート調査を用いて現状の問題点を把握し、医療事故の原因究明と再発防止に資する死因究明制度を設計することを試み、下記の結果を得ている。

1. 我が国の検死制度は刑事訴訟法上に解剖手続が組み込まれるドイツ型（大陸法型）を骨格としながらも、医師法 21 条に基づく医師の異状死届出に関しては本来犯罪捜査の端緒だけでなく、死因究明による公衆衛生上の被害拡大防止も目的としていたことが示された。しかし、戦後の行政上の改編等から後者の目的は薄れ、また監察医（行政解剖）制度導入によって、犯罪捜査の一環としての司法解剖という印象が必要以上に強まる結果となった。この点は、我が国の死因究明制度の歴史的沿革に由来する独特の問題であり、医師が異状死届出をためらい、場合によっては遺族の反対・抵抗の原因ともなっていることが示唆された。次に、司法解剖に基づく鑑定結果は、当該医療機関はもとより、遺族にも開示されないこと、また行政上も医療関連の司法解剖例の情報を集約し、再発防止策に活用するシステムは存在しないことから、刑事手続としての司法解剖の制約によって医療関連死の適正な死因究明・再発防止が阻害されていることが示された。

2. 医師及び検視官を対象とするアンケート調査を行ったところ、現行制度上の異状死の定義について、厚生省研究班・法医学会の見解を知っていたのは医師・検視官ともに 3 割程度、法医学会のガイドラインの認知度は 4%と低いことが示された。医師と検視官の意識の違いとして、検視官は医師と比べて異状死届出を積極的にすべきであると考えていることが示された。また、医師は医療関連の死亡に関して司法解剖を選択しないのに対し、検視官は

司法解剖を選択する人が多く、医療関連の死亡の死因究明に関して届出をする側と届出を受ける側の意識の乖離が認められた。また、医師は異状死届出をした場合は解剖による死因究明が望ましいと考えているのに対し、検視官は、届出を求めるが解剖までは必要ないと考えていることが示された。さらに、監察医制度施行地域及び都市部では、その他の地域より届出することを選ぶ傾向がみられた。これらの結果から監察医制度やその他の検案・解剖態勢の充実度も届出の意識に影響を与えていることが示唆された。

3. 現状の異状死届出及び死因究明制度の限界をふまえ、保健所を医療関連の死亡の届出先として想定した新しい死因究明のためのシステムを検討した。死因究明専門機関に求められる機能としては、届出受理と検案・解剖を通じた死因・事故原因究明、情報開示、再発防止のためのフィードバックが挙げられ、それらの機能に親和性があり、実現可能性が最も高いのは保健所であると考えられた。保健所を活用するシステムとして4つのモデルを考案してそれぞれの長所と短所、立法・法改正の試案、実現可能性等を比較・検討した。

以上、本論文は現行の異状死届出制度が、医療関連死についての死因・事故原因究明と情報開示による再発防止対策の実施には充分に対応できていないことを示した。さらに、医療機関からの届出促進と適切な検案・解剖を通じた死因究明と専門家による評価を行うことを目的とした、保健所を加えた新たなシステムを提案した。本研究は異状死届出に関する医師・検視官の意識を実際に調査した初めての成果であり、その現状をふまえた新しい死因究明システムのモデル提示と併せて、医療事故の原因究明と再発防止を目指す今後の死因究明の制度設計に重要な貢献をなすと考えられ、学位の授与に値するものと考えられる。